

2020年8月

会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・収束に向けて従事されている医療従事者に対し、慰労金等が交付されます。

現場で命がけで頑張っている看護職が、一人も申請漏れなく手続きされるようお知らせいたします。

交付申請・提出先は、県HP [富山県緊急包括支援事業](#)を検索してください。

なお、厚生労働省のパンフレット等の関連のURLを添付しましたので、参考にしてください。

1 富山県ホームページ

[富山県緊急包括支援事業](#) 検索

- (1) 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
- (2) 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

2 厚生労働省

- (1) パンフレット「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業ご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000655159.pdf>
- (2) 事業概要「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000640500.pdf>

*出展元：厚労省のHP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

富山県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(医療分)

～ 医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所の皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて業務に従事されている医療従事者等に対し慰労金を交付します。また、医療機関等が感染症対策に資する衛生用品や備品の購入、研修の実施等に要する経費へ支援を行います。

1 医療機関等 職員への 慰労金交付事業



医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

給付額

20万円

10万円

5万円

都道府県から役割を設定された
医療機関等に勤務し
患者と接する
医療従事者や職員*

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に
診療等を行った医療機関等である場合

上記以外の場合

その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し
患者と接する医療従事者や職員*

* 対象機関に10日以上勤務した者であること。

2 医療機関・薬局等における 感染拡大防止支援事業



新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組みを行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、**感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助**します。

補助上限額

| | |
|-------------------|-----------------|
| 病院 | 200万円 + 5万円×病床数 |
| 有床診療所(医科、歯科) | 200万円 |
| 無床診療所(医科、歯科) | 100万円 |
| 薬局、訪問看護ステーション、助産所 | 70万円 |

交付申請・提出先



県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成のうえ、必ず郵送に加えて、電子メールでの提出もお願いします。

提出期限

令和2年10月30日(金)まで

郵送先

〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング 6F
富山県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業運営事務局(医療分)

電子メール送付先

toyama-iryo1@bsec.jp

事業の詳細は県HPで検索

富山県緊急包括支援事業

検索



交付にあたっての留意事項

①慰労金の交付について

県は、申請内容を確認後、各医療機関等へ慰労金を交付しますので、対象となる職員へ慰労金をお支払いください。

また、対象となる職員に慰労金を支払ったことを証明する書類を実績報告時に提出してください。

※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別に振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※慰労金を振り込む際の振込手数料も助成の対象となります。証拠となる書類(例:振込明細書や通帳のコピーなど)を保管してください。実績報告時に提出が必要となります。

②支援金の交付について

申請内容を確認後、県から各医療機関等へ支援金の交付決定を行います。各医療機関等は事業完了後、領収証等の支出の証拠となる書類等を実績報告時に提出してください。実績報告の内容を確認後、県が各医療機関等へ支援金を交付します。

※補助の対象とならない経費は、交付されません。

スケジュール(目安)

| 業務内容 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------|----|--------------------|-----|-----|-----|----|----|-----------------|
| ① 職員の皆さまへの 慰労金の支給 | | 申請書受付 | | | | | | |
| | | 申請書の審査 | | | | | | |
| | | 交付決定通知の発送 | | | | | | |
| | | 事業費の概算払い | | | | | | |
| | | 事業執行(対象者への慰労金の支払い) | | | | | | |
| | | 実績報告書の受付 | | | | | | |
| | | 実績報告書の審査 | | | | | | |
| | | | | | | | | 額の確定通知の発送 |
| | | | | | | | | 過払いがあった場合の返還手続き |
| | | | | | | | | |
| ② 感染症対策への支援 | | 申請書受付 | | | | | | |
| | | 申請書の審査 | | | | | | |
| | | 交付決定通知の発送 | | | | | | |
| | | 事業執行 | | | | | | |
| | | 実績報告書の受付 | | | | | | |
| | | 実績報告書の審査 | | | | | | |
| | | | | | | | | 額の確定通知の発送 |
| | | | | | | | | 事業費の精算払い |

富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業運営事務局 お問い合わせ先

TEL 076-471-7466

FAX 076-471-7311

toyama-iryō1@bsec.jp

受付時間 平日 8:30~17:00

運営事務局住所

〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング 6F
富山県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業運営事務局(医療分)

富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支

① 医療分：医療機関・薬局・訪問看護ステーション・助産所

1 医療機関等 職員への 慰労金交付事業

交付概要

- ◆新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員^(※1)に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ◆その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し慰労金として5万円を給付します。

※1：重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

対象

富山県内の医療機関等(病院、医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション、助産所)で通算して10日以上、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員。(宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等の場合は実際に当該業務に従事した日数が10日以上、助産所の場合は実際に妊産婦と接した日数が10日以上)

※勤務する医療機関(病院及び診療所)は保険医療機関に、訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業者に限る。

※「10日以上勤務」とは、対象医療機関等において勤務した日が、令和2年3月30日(月)から6月30日(火)までの間に、延べ10日間以上あることとする。なお、帰国者・接触者外来設置医療機関においては、県から役割を設定された日又は令和2年3月30日のいずれか早い日が対象期間の始期となる。

※派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する場合には対象に含む。

※一日当たりの勤務時間は問わない。複数の医療機関等で勤務した場合は日数を合算して計算する。

2 医療機関・薬局等における 感染拡大防止支援事業

交付概要

- ◆新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など、院内等での感染拡大を防ぐための取組みを行う「医療機関」「薬局」「訪問看護ステーション」「助産所」に対して、感染拡大防止対策等に要する費用を補助します。

対象

富山県内の医療機関(病院、医科診療所、歯科診療所)、薬局、訪問看護ステーション、助産所

※ただし、富山労災病院、黒部市民病院、あさひ総合病院、富山県立中央病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、富山大学附属病院、富山市民病院、厚生連滑川病院、かみいち総合病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、厚生連高岡病院、高岡ふしき病院、射水市民病院、金沢医科大学氷見市民病院、北陸中央病院、市立砺波総合病院、南砺市民病院、公立南砺中央病院を除く。

※対象となる医療機関は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限る。

対象経費

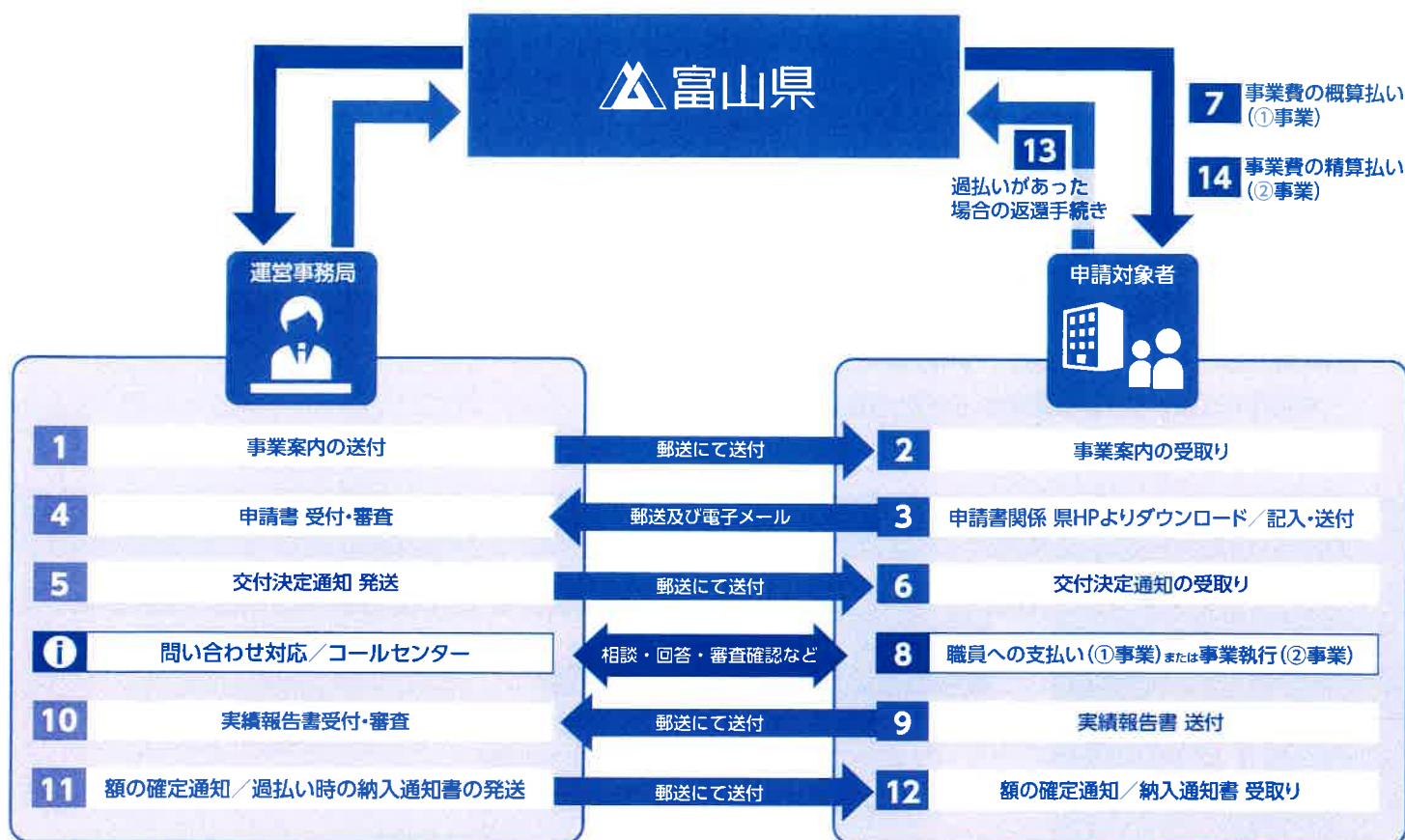
新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

■取組みの例(例示であり、これに限られるものではありません)

- ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ②予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)

交付スキーム



申請にあたっての留意事項

① 慰労金の申請について

- 慰労金は、医療機関等が医療従事者等から委任を受けて代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付していただけます。
各医療機関等では、対象者を特定したうえで、慰労金の代理申請・受領委任状を徴収し、各医療機関等で保管してください。
- 派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、要件に合致する場合は、慰労金の対象となりますので、派遣会社・受託会社と調整し、対象者を特定したうえで、慰労金の代理申請・受領委任状を徴収し、各医療機関等で保管してください。

② 支援金の申請について

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 上限額を確認し、申請書を記載してください。
- 申請は一度のみとなりますので、まとめて申請してください。

富山県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(介護分)

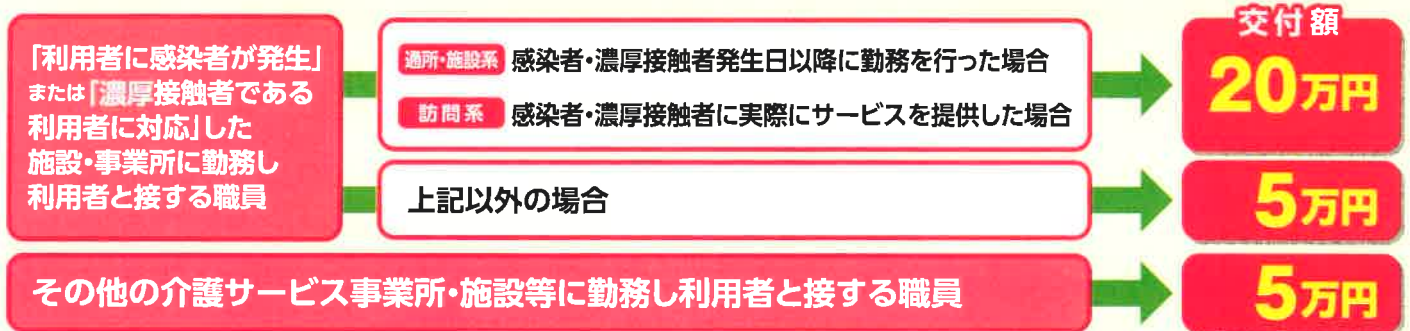
～ 介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内 ～

1 介護従事者への **慰労金交付事業** (以下、慰労金)



新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら**介護サービスの継続に努めていただいた職員**の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに**慰労金を交付**します。

対象者 富山県内の全ての介護サービス事業所・施設等に令和2年3月30日(月)から6月30日(火)までの間に通算して延べ10日以上勤務した者で、「利用者との接触」を伴いかつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員



2 感染症対策を徹底したうえでの **介護サービス提供支援事業** (以下、支援金)

必要な物資を確保するとともに、**感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための支援**をします。

支援対象経費 (例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用等

支援上限額 サービス種別毎に設定(同封の「基準単価表」参照)

(例) 通所介護(通常規模型) **89.2万円/事業所**、訪問介護 **53.4万円/事業所**、特養 **3.8万円×定員数**

3 介護サービス **再開に向けた支援事業** (以下、支援金)



介護サービスの利用再開に向けた**利用者への働きかけや環境整備などを支援**します。

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

対象事業所 令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者(当該事業所の利用者で、過去1か月の間、当該サービスを利用していない方)への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所

支援額 1利用者あたり **1,500円～6,000円**(同封の「基準単価表」参照)

② 在宅サービス事業所における環境整備への助成

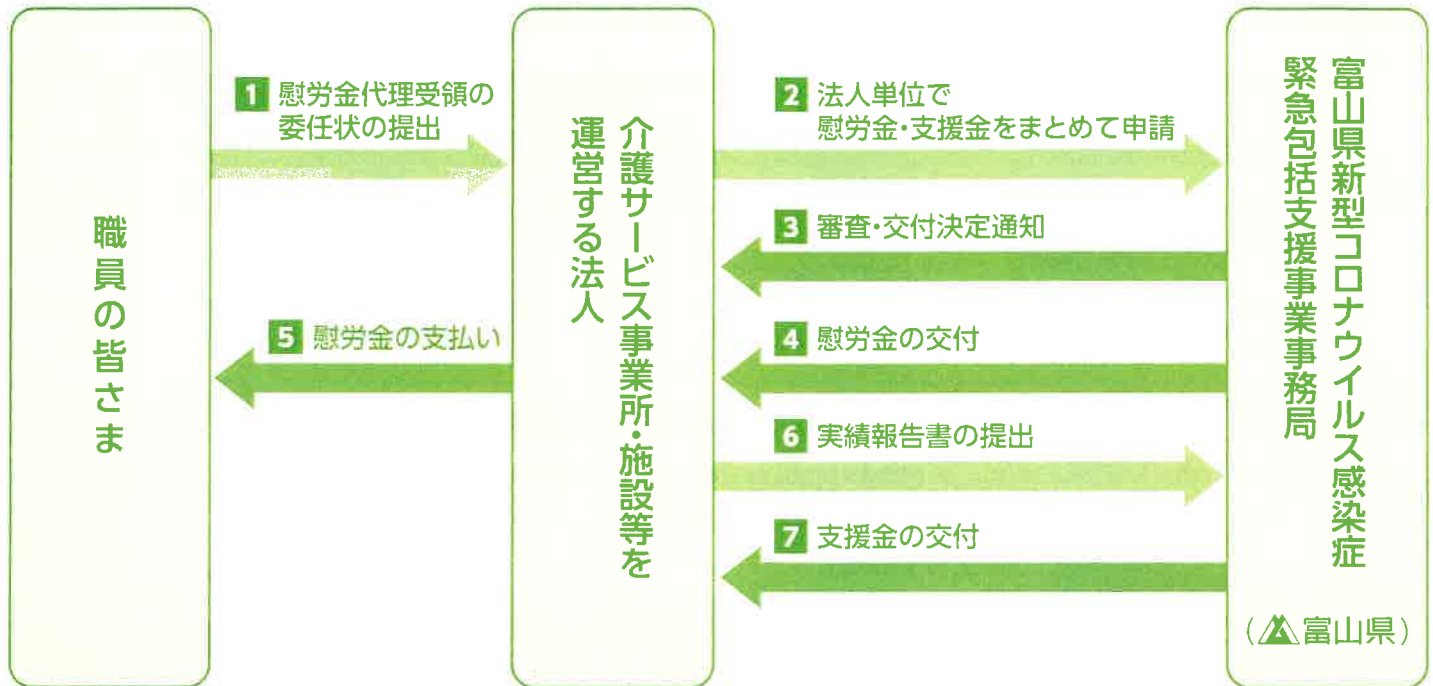
対象事業所 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

支援対象経費 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費等

支援上限額 1事業所あたり **20万円**(同封の「基準単価表」参照)

富山県新型コロナウイルス感染症

申請の主な流れ



申請にあたっての留意事項

必ずよくある質問・記載要領を熟読のうえ、申請してください。

(交付申請の内容等に不備がある場合は、修正・再提出が必要です。その場合、交付決定や支払いが遅れることがあります。)

申請は事業所・施設分をまとめ、法人単位で提出してください。

(1) 慰労金の申請について

- 利用者と接する職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定したうえで、慰労金の代理受領委任状を徴集し、各介護サービス事業所・施設等で保管してください。
- 派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、要件に合致する場合は、慰労金の対象となりますので、派遣会社・受託会社と相談のうえ、対象となる業務に10日以上勤務している職員を特定したうえで、慰労金の代理受領委任状を徴集し、各介護サービス事業所・施設等で保管してください。

(2) 支援金の申請について

- 同封の「基準単価表」により支援の対象となる経費と上限額を確認し、申請書を記載してください。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

定 緊急包括支援事業（介護分）

交付にあたっての留意事項

(1) 慰労金の交付について

申請内容を確認後、県から法人へ慰労金を交付しますので、法人は対象となる職員へ慰労金をお支払ください。

また、対象となる職員に慰労金を支払ったことを証明する書類を実績報告時に提出してください。

※慰労金は非課税所得となります。給与等とは別に振り込むことなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※給料とは別に給付金を振り込む際の振込手数料も助成の対象となります。証拠となる書類（例：振込明細書や通帳のコピーなど）を保管してください。実績報告時に提出が必要となります。

(2) 支援金の交付について

申請内容を確認後、県から法人へ支援金の交付決定を行います。

法人は事業完了後、領収証等の支出の証拠となる書類等を実績報告時に提出してください。

実績報告の内容を確認後、県から法人へ支援金を交付します。

交付申請書提出先



県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成のうえ、**必ず郵送に加えて、電子メールでの提出も**お願いします。

※書類は持参しないでください。

提出期限 ▶ 令和2年9月30日(水)まで

郵送先 ▶ 〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング 6F
富山県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業事務局(介護分)

電子メール送付先 ▶ toyama-kaigo2@bsec.jp

事業の詳細は県HPで検索

富山県緊急包括支援事業

検索



お問い合わせ先

富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局(介護分)

TEL 076-471-7467

✉ toyama-kaigo2@bsec.jp

受付時間 ▶ 平日 8:30~17:00

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件に関して県及び事務局へのご来訪はご遠慮ください。



1 慰労金について

問1-1 慰労金交付の対象者を教えてください。

答 下記の条件を全て満たす場合は、パートタイム労働者や事務職であっても、慰労金交付の対象となります。(ボランティアは除く。)

- ① 3月30日～6月30日の間、延べ10日以上勤務
- ② 「利用者との接触」を伴う、かつ「継続して提供することが必要な業務に従事」する職員
- ③ 利用者と接触する日が1日でもある職員

問1-2 「利用者との接触」かつ「継続して提供することが必要な業務に従事」の定義を教えてください。

答 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。また継続して提供とは、一定の期間、継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。

問1-3 「10日以上勤務」の要件について、勤務日数の数え方を教えてください。

答 1日あたりの勤務時間は問わず、勤務日数を数えてください。夜勤により、日をまたぎ、当該介護サービス事業所・施設等の1日の所定労働時間を超える場合は2日と算定して差し支えありません。また、複数の介護サービス事業所・施設等で勤務した場合は合算して算定してください。

問1-4 20万円交付の対象となる場合を教えてください。

答 下記の条件を全て満たす場合は、20万円交付の対象となります。

〈訪問系〉

- ① 3月30日～6月30日の間、延べ10日以上勤務
- ② 実際に感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員

〈その他の介護サービス事業所・施設等〉

- ① 3月30日～6月30日の間、延べ10日以上勤務
- ② 実際に感染症患者または濃厚接触者が発生した日以降に当該介護サービス事業所・施設等で利用者と接触した職員(利用者は感染症患者または濃厚接触者に限定されません。)

問1-5 すでに退職した職員の申請の仕方を教えてください。

答 すでに退職された職員の方については、下記の流れで申請をしていただくこととなります。

- ① 県ホームページから交付申請書(退職者等用)をダウンロード
- ② 交付申請書に勤務証明の欄があるので、勤務していた施設・事業所に勤務証明を記入してもらう。
- ③ 個人で申請

このため、退職された方から就労証明の発行を求められた際は、ご対応をお願いします。

問1-6 派遣労働者や業務委託従事者の従事者は慰労金交付の対象となりますか。

答 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、利用者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。派遣労働者や業務委託受託者の従事者への慰労金支払いは、介護サービス事業所・施設等を運営する法人と派遣会社・受託会社との調整により、どちらで行っても構いません。ただし、交付申請は、介護サービス事業所・施設等を運営する法人が行ってください。

2 支援金について

問2-1 空気清浄機、タブレット端末、パソコンや携帯電話などの機器は対象となりますか。

答 感染症対策や3密対策に資するものであれば対象となります。

問2-2 証拠書類は必要ですか。

答 実績報告時に提出が必要となりますので、領収書等を保管してください。